

現行	改定
第 5 条（購買燃料量データ及び二酸化炭素（CO2）排出量データの提供） 1. 本個別サービスにおいて、当社は、燃料の供給配送を行う事業者（「TansoMiru 燃料燃料配送事業者 パートナー参加規約」に同意のうえ、当社との間で、本個別サービスへのパートナー参加に関する契約を締結した事業者に限ります。以下「燃料配送事業者」といいます）から取得した、会員又は現場において業務を請け負う専門工事会社（以下「専門工事会社」といいます）が購入した燃料に関する情報（「購買年月」、「燃料種類」、「燃料量」等を含み、以下「購買燃料量データ」といいます）を、会員に提供します。但し、当社が会員に提供する購買燃料量データは、燃料配送事業者から当社が当該情報を取得できたデータに場合に限りします。また、第 4 条（現場情報の登録）に定める現場情報の登録がなされる月より前の購買燃料量データについては、提供の対象外とします。 ~~2. 購買燃料量データは、購入月（以下「対象月」といいます）の翌月 16 日以降、本個別サービス上に反映されますが、対象月の翌月末日までは、燃料配送事業者により、購買燃料量データの追加・修正・削除がなされる可能性があり、対象月の翌月末日の経過をもって確定されるものとします。~~ （新設） 3. 当社は、本個別サービスにおいて、購買燃料量データに基づく二酸化炭素（CO2）排出量を算定のうえ、そのデータを会員に提供します。なお、二酸化炭素（CO2）排出量の算定のために使用する排出係数は、別途定めるとおりとします。（新設） （略） 付 則 （本規約の発効） 本規約は下記のとおり、発効しました。 発 効：2025 年 12 月 3 日	第 5 条（購買燃料量データ及び二酸化炭素（CO2）排出量データの提供） 1. 本個別サービスにおいて、当社は、燃料の供給配送を行う事業者（「TansoMiru 燃料燃料配送事業者 パートナー参加規約」に同意のうえ、当社との間で、本個別サービスへのパートナー参加に関する契約を締結した事業者に限ります。以下「燃料配送事業者」といいます）から取得した、会員又は現場において業務を請け負う専門工事会社（以下「専門工事会社」といいます）が購入した燃料に関する情報（「購買年月」、「燃料種類」、「燃料量」等を含み、以下「購買燃料量データ」といいます）を、会員に提供します。但し、当社が会員に提供する購買燃料量データは、燃料配送事業者から当社が当該情報を取得できたデータに場合に限りします。また、第 4 条（現場情報の登録）に定める現場情報の登録がなされる月より前の購買燃料量データについては、提供の対象外とします。 （削除） 2. 前項における、当社から会員に対する購買燃料量データの提供の方法その他詳細については、別途当社が提示する資料又は当社ホームページに記載のとおりとします。 3. 当社は、本個別サービスにおいて、購買燃料量データに基づく二酸化炭素（CO2）排出量を算定のうえ、そのデータを会員に提供します。なお、二酸化炭素（CO2）排出量の算定のために使用する排出係数は、別途定めるとおりとします。（新設） （略） 付 則 （本規約の発効） 本規約は下記のとおり、発効し、改定されました。 発 効：2025 年 12 月 3 日 改 定：2026 年 10 月 25 日